



ユーロとポンド、この世界の基軸通貨を持つ国が創設メンバーになる。

そこで、質問時間がなくなりましたのでお尋ねしませんが、中国の影響力はどうなつていいかといたしまして、産業界からも大きな要請があると思います。その上でぜひ御判断をするように政府の方では取り組んでいただきたいと思います。

時間が来たので、終わります。

○江田委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

まず、今回の北朝鮮に対する輸出入の全面禁止措置の期限延長につきまして、我が党としては賛成をいたします。

その理由ですけれども、この間、北朝鮮は、三回の核実験を初めとして、さまざまな挑発的行為を繰り返してまいりました。これらの行動は、国連を初めとして国際社会の繰り返しの警告、そして国連安保理のさまざま決議に反するものにはならない、というふうに思いますし、国際社会のこうした警告に反して、北朝鮮が繰り返し挑発的行為をとり続けています。この姿勢を見るならば、やはり、日本政府が独自に実施をしている現在の輸出入禁上措置を期限延長することは、北朝鮮を対話のテーブルにのせていく、平和的、外交的解決につなげていく点で、引き続き必要だというふうに考えております。

その上で、幾つか御確認させていただきたいんです。

今後、やはり大切なのは、先ほどもお話をありましたが、この問題を解決するために、平和的、外交的な道を切り開いていくといふ道筋のつくり方だというふうに思います。この点で、二〇一二年の二月に行われた北朝鮮の核実験に對して、国連は同年の三月七日に国連安保理決議二〇九四号を全会一致で採択しているとうんです。

ちょっと外務省にお聞きしたいんですけども、この安保理決議二〇九四号は、どのような措置を行なうことを定めているでしょうか。

○山上政府参考人 お答えいたします。が、これに先立つ決議いたしまして、安保理決議の一七一八号というものがござります。この決議によりまして、北朝鮮への輸出輸入を禁止するということが定められておつたわけでございます。

○藤野委員 その根拠についてお聞きしたいんです。

二〇九四号が、前文において、国連憲章第七章の第四十一条に基づいていると思いますけれども、この四十一条に基づく措置の性質として、非軍事的ないわゆる兵力を伴わない措置ということが規定されていると思いますが、この点を確認させてください。

○山上政府参考人 お答えいたします。

まず、国連憲章四十一条でございますが、これは委員御案内のとおり、国連の安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴はないかかる措置を使用すべきかを決定することができます。

お尋ねの安保理決議の第二〇九四号でございますが、この決議におきましては、規定通りでございますが、前文において、安保理が国連憲章第七章のとおり行動し、憲章第四十一条、先ほど御説明した条文ではございますが、その四十一条に基づく措置をとることが規定されておるわけでございます。

したがいまして、安保理決議二〇九四号に基づく措置を申しますものは、御指摘のとおり、憲章の四十一条に基づく兵力の使用を伴わない措置と位置づけられるかと考えております。

○藤野委員 その上で大臣にお聞きしたいんです。

が、今回の制裁がそういう兵力を伴わない措置ということあります。その点で、制裁のための制裁ではなく、今回の措置というのが北朝鮮を対話のテーブルに着かせることを目的とするといつ点につきまして、大臣の御認識をお伺いいたします。

○宮沢国務大臣 この制裁を決めました、平成二十五年四月に検討したわけでありますけれども、當時は、北朝鮮は、国際社会の強い反対にもかかわらず、先ほどおっしゃいました二十五年二月には核実験を強行するなど挑発行為を繰り返すとともに、拉致問題に関する具体的な進展も一切見られなかつたということでございます。

北朝鮮がこれ以上の挑発行為を控え、拉致、ミサイルといった諸懸案の解決に向けた前向きで具体的な行動をとるように強く求めるため、当時の措置を二年間延長することとしました。

北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的解決に向けて、国際社会とも協調しながら、政府を挙げて対話と圧力の方針のもと、北朝鮮に対して毅然とした姿勢で臨むべく、本措置についても厳格に実施してまいりたいと考えております。

○藤野委員 そういう点では、根拠となっている国連憲章の精神に基づいて、対話のための解決に向けた制裁ということを実施していくことが必要だというふうに思います。

○中村政府参考人 お答えを申し上げます。

我が国といたしましては、核兵器のない世界に向けまして、委員御指摘のとおり、四月からニューヨークで開催される二〇一五年NPT運用検討会議などにおきまして、これまでにも核兵器の廃絶に向けまして、我が国が主導するグループであります軍縮・不拡散ニシアチブ、NPDIと言つておりますが、これを中心に、現実的かつ実践的な観点から努力を積み重ねてきておりまして、引き続き積極的に取り組んでいく決意であります。

一方で、委員御指摘の、核兵器そのものを禁止するといういわゆる核兵器禁止条約でございますが、こちらにつきましては、現時点で、核兵器国を含む多くの国が受け入れておらず、直ちに交渉を開始することができる状況にはないものというようになります。

主要な核兵器国、アメリカ、イギリス、ロシアにつきましては、核兵器そのものを禁止する核兵器禁止条約に関しましては反対をしているというようになります。

日本政府につきましては、核兵器そのものを禁止する核兵器禁止条約を直ちに交渉を開始するという決議につきましては棄権をしているところでございます。

○藤野委員 核兵器禁止条約の交渉開始を求める、交渉を始めようじゃないかという決議にまで唯一の被爆国である日本が棄権をしていくというのは、私は恥ずべき態度ではないかというふうに思ひます。

交渉を開始して、それぞれの国の立場で議論をしていくといふふうに国連が圧倒的多数で決めているわけですから、ここは日本が被爆国政府とし

てイニシアチブを発揮すべきだというふうに思ひます。

世界では今、この禁止条約のほかにもさまざまな動きがございます。昨年の九月二十六日には、核兵器全面廃絶国際デーといふものの記念式典が国連本部で初めて開催されました。また、核兵器の道徳的影響に関する国際会議は、二〇一三年のノルウェーに続きまして、メキシコとオーストリアで開かれております。そういう意味では、まさに今、核兵器のない世界づくりに向けて世界が真剣に向き合っているというふうに思います。

そこで、大臣にも御認識をお伺いしたいんですが、この核兵器禁止条約、交渉開始にすぐ日本政府が兼権しているということにつきましての大蔵の御認識をお伺いしたいと思います。

○宮沢国務大臣 私も広島の出身でございますけれども、日本政府としては、悲惨な惨禍をもたらす核兵器は二度と使用されることにはならない、こういう立場でございます。

○藤野委員 核兵器のない世界をつくっていくというは、北朝鮮を交渉のテーブルに着ける上でも非常に大きな力を持つと思いますので、今後も政府の努力を私たちも求めたいと思つております。

最後になりますけれども、核兵器のない世界とも関連するんですが、先日、ロシアのプーチン大統領の発言がありました。三月十五日のロシアのテレビの中でも、昨年三月のクリミア併合の際に核兵器の使用を準備するよう指示したということであります。

そもそも、軍事的な圧力のもとで、ウクライナ憲法も無視して強行されたクリミア併合は、国際法を無視した侵略行為そのものであって、断じて許されないと思ひます。その上で、しかもそこで核兵器使用を準備したということで、これは二

重、三重に許されないというふうに私たちは考えております。我が国でも、広島や長崎の被爆者の方が強い怒りの声を上げておられるのは当然だというふうに思ひます。

そこで、このブーチン大統領の発言に対する日本政府の見解をお聞きしたいと思います。

○林政府参考人 お答えいたします。

ロシアのブーチン大統領は、三月十五日、ロシアのテレビで放映されたドキュメンタリー番組の中で質問に答える形で、昨年三月のクリミアのいわゆる併合に際しまして、あらゆる事態に備えてロシア軍に指令を出した、核戦力も即応態勢に入らせる用意があつた、こういう趣旨を述べたものと承知しております。

ロシアによるクリミアの一方的併合などの力による現状変更の試みは、我が国として断じて認められないものでございます。我が国といたしましては、G7の連帯を重視しながら、ウクライナ問題の平和的、外交的解決に向けて、引き続き、ロシアに対し、建設的な役割を果たすよう働きかけを行つていく所存でございます。

○藤野委員 核兵器のない世界に向けた取り組みを進めていく考え方ではならないと考えております。引き続き、核兵器の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じることについて承認を求める件について採決いたします。

○江田委員長 これより討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、外國為替及び外國貿易法第十一条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求める件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江田委員長 起立総員。よつて、本件は承認すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

メントがあれかもしませんが、御認識をお伺いできればと思います。

○宮沢国務大臣 この件につきましては、外務省を中心に、また内閣とも相談しながら、適切に対応されると思っております。

○藤野委員 ことは、戦後七十年の節目の年であり、被爆七十年の年でもあります。被爆国政府として、ブーチン大統領に対する強い抗議を求めて思つております。

そして、今、世界では核兵器の廃絶を求める流れが広がっております。だからこそ、日本政府の役割が大きいと思ひます。

日本政府が積極的にイニシアチブを発揮することを求めて、質問を終わります。

○江田委員長 これにて本件に対する質疑は終局いたしました。

日本政府が、積極的にイニシアチブを発揮することを求めて、質問を終わります。

○江田委員長 これにて本件に対する質疑は終局いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○江田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十七分散会